

新型コロナウイルスワクチン接種場所への 高齢者等タクシー利用助成について

昭島市では、市内にある新型コロナウイルスワクチン接種場所へ60歳以上の方、基礎疾患のある方及び身体障害者手帳をお持ちの方が移動するにあたり、交通支援として、ワクチン接種当日におけるタクシー利用時の自己負担500円を超える費用を助成いたします。

■対象者

次のすべての要件に該当する方

- 昭島市から接種券（クーポン券）が送付された1962（昭和37）年4月1日以前生まれの方、基礎疾患のある方（精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳をお持ちの方を含む）、身体障害者手帳をお持ちの方のいずれかの方
- 昭島市内のワクチン接種場所と昭島市内の自宅との移動にタクシーを利用する方

■助成内容

- 1乗車あたり自己負担500円（初乗り料金）を超える費用について、昭島市が負担します。
- ワクチン接種2回のタクシー往復乗車分を助成します。

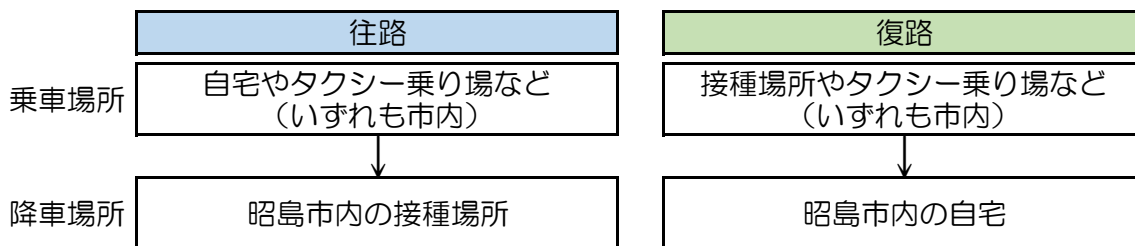
■利用できるタクシー事業者(指定タクシー事業者)

- タクシー利用助成を利用できるタクシー事業者は次のとおりです。
 - 昭島交通株式会社（電話：042-541-0107）
 - 拝島交通株式会社（電話：042-541-0006）
 - 京王自動車株式会社昭島営業所（電話：042-543-9966）
 - 五十嵐（個人）（電話：090-8343-3469）

※ こちらに記載のないタクシー事業者を利用した場合は助成を受けることができません。

■利用方法

- 利用する際は、「ワクチン接種券（クーポン券）」が必要となります。
- 1. 指定タクシー事業者に配車を依頼する、もしくは市内のタクシー乗り場等から乗車する。
- 2. 乗車時に昭島市のワクチン接種タクシー利用助成を利用する旨を伝える。
- 3. ワクチン接種券（クーポン券）を運転手に提示する。
 - ※ 運転手が接種者の氏名・接種券番号（クーポン券番号）・生年月日を控えさせていただきます。
 - ※ 基礎疾患のある方は、その旨を運転手にお申し出ください。
 - ※ 身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳を運転手に提示してください。
 - ※ 帰宅時も同様に利用できます。
 - ※ 問診の結果、ワクチン接種ができなかった方は予診票を提示することで、同様に利用できます。
- 4. 降車時に自己負担500円を運転手に支払う。
 - ※ 往復でタクシーを利用し、それぞれ助成を受ける場合は、自己負担1,000円がかかります。
 - ※ 障害者割引との併用はできません。
 - ※ 自己負担500円は現金のみの取扱いになります。



- ※ 接種対象者を含む家族や知人、付き添いの方の乗り合いは可能とします。
- ※ 降車時に500円分の領収書を発行することができます。

【お問い合わせ先】

昭島市 都市整備部 交通対策課
042-544-5111（内線2504）